

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	国民健康保険の資格管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

紀美野町は、国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

紀美野町長

公表日

令和6年8月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の資格管理に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携 ④国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のための国保連合会への被保険者異動情報の送信</p>
③システムの名称	<p>①国民健康保険(資格)システム ②統合宛名システム ③中間サーバー・ソフトウェア ④国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第44項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、内閣府・総務省令第5号)第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・番号法別表における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表並びに内閣府・総務省令第5号 ・番号法別表における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表並びに内閣府・総務省令第5号 ・オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	紀美野町住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	紀美野町住民課 〒640-1192 和歌山県海草郡紀美野町動木287 電話:073-489-5003

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	1. 関連情報 3. 評価実施 機関における担当部署 ②所 属長	住民課長 増谷 守哉	課長	事前	
令和1年6月28日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保 護評価書の種類		基礎項目評価書	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 目 的外の入手が行われるリスク への対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目 的を超えた紐付け、事務に必 要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権 限のない者(元職員、アクセ ス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先におけ る不正な使用等のリスクへの 対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か		提供・移転しない	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手 が行われるリスクへの対策は 十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が 行われるリスクへの対策は十 分か		十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か		十分である	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無		自己点検	事前	
令和1年6月28日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発		十分に行っている	事前	
令和4年8月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	紀美野町長は、	紀美野町は、	事前	
令和4年8月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認	高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り 資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税(料)の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認 ③県単位で被保険者資格情報を集約管理するための情報連携 ④国保連合会における資格継続業務、高額該当回数引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のための国保連合会への被保険者異動情報の送信	事後	再実施における見直し修正
令和4年8月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 被保険者マスタ作成システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	再実施における見直し修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月22日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	事後	再実施における見直し修正
令和4年8月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16,30項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条	番号法第9条第1項、別表第一 第16,30項 内閣府・総務省令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	再実施における法改正等の修正
令和4年8月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42項 並びに内閣府・総務省令第25条 ・別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項 並びに内閣府・総務省令第25条、第26条	・別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44項 並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 ・別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、 9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、 58、62、78、80、87、93、97、106、109、 120項 並びに内閣府・総務省令第2条、第3条、第5 条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12 条の3、第15条、第19条、第20条、第22条 の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第3 3条、第41条の2、第43条、第44条、第46 条、第49条、第53条、第55条の2、第59条 の3 ・オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項 及び第2項	事後	再実施における法改正等の修正
令和4年8月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	紀美野町総務課 〒640-1192 和歌山県海草 郡紀美野町動木287 電話:073-489-2430	紀美野町住民課 〒640-1192 和歌山県海草 郡紀美野町動木287 電話:073-489-5903	事前	
令和4年8月22日	II しきい値判断項目 1. 対 象人数	令和1年5月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和4年8月22日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数	令和1年5月31日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	①国民健康保険(資格)システム ②統合宛名システム ③中間サーバー・ソフトウェア ④国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(※)」という。) ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 ⑤医療保険者等向け中間サーバー等	事後	再実施における見直し修正
令和6年8月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第16,30項 内閣府・総務省令第16条、第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第44項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、内閣府・総務省令第5号)第24条	事後	再実施における法改正等の修正
令和6年8月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44項 並びに内閣府・総務省令第25条、第26条 ・別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ・オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 並びに国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法別表における情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表並びに内閣府・総務省令第5号 ・番号法別表における情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表並びに内閣府・総務省令第5号 ・オンライン資格確認の準備業務 番号法 附則第6条第4項 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	再実施における法改正等の修正
令和6年8月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年7月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	再実施に伴う時点更新のため
令和6年8月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年7月1日 時点	令和6年8月1日 時点	事前	再実施に伴う時点更新のため